

令和 7 年度

周 南 市 監 査 計 画

周 南 市 監 査 委 員

令和 7 年度 監査計画

令和 7 年 3 月 2 5 日
周南市監査委員決定

周南市監査委員監査基準（令和 2 年 3 月制定）第 9 条第 1 項の規定に基づき、監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）を効率的かつ効果的に実施することができるよう、次のとおり令和 7 年度監査計画を定める。

1 基本方針

監査委員は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）により設置された独立の行政機関として、公正不偏の態度を保持してその職務を遂行し、市の行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与するとともに、住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資するため、周南市監査委員監査基準に基づいた監査を実施するものとする。

2 実施方針

監査等は、次の方針により実施する。

(1) 監査等の視点

監査等の結果及び意見の決定に資する合理的な基礎を形成するため、監査等の実施に当たり内部統制の整備・運用状況、リスクや過去の監査結果等に着目し、次の視点で確認・検証を行う。

① 合規性

予算の執行その他の事務が法令等に従って適正に処理されているか。

② 経済性

事務事業の遂行及び予算の執行をより少ない費用で実施できないか。
無駄な支出となっていないか。また、財源確保に努めているか。

③ 効率性

成果に対して最少の経費・労力で事業が執行されているか。
同じ費用でより大きな成果を得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか。

④ 有効性

事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか。また、効果をあげているか。

⑤ 正確性

手続・規定・ルールを定め、内部統制が有効に機能し、正確に予算執行の状況を記録しているか。

⑥ 実在性

財務事務において、収入、支出及び財産に関する取引が物理的又は情報的に存在しているか。

⑦ 網羅性

財務事務において、収入、支出及び財産に関する処理が漏れなく、又は重複なく記載されているか。

⑧ 権利と義務の帰属

権利の行使や義務の執行が、市の各執行機関に帰属するものか。また、契約の履行が適切に行われているか。

⑨ 評価の妥当性

財務事務において、価額が適切な手続により算出されているか。

⑩ 期間配分の適切性

歳入歳出予算の執行が法令に沿って、正しい会計年度に計上されているか。

⑪ 表示の妥当性

法令等により公表することとされている情報が公表されているか。

(2) 業務改善・課題提案型の監査等

行政運営の指導に重点をおいた監査等を基本として、不適正等の指摘のみならず、不当行為等の防止、事務事業等の改善を図る監査等を実施する。

また、監査の結果、指摘した事項について、措置状況の報告を求め、改善・改革を促進する。

(3) 庁内に水平展開する監査等

監査結果に対する措置状況は、関係する事務を内部調整する部門（施設マネジメント課、法務コンプライアンス課、人事課、財政課、収納課、契約監理課、会計課等）へ通知し、対応策の検討を求め、全庁的な指導・管理・改善に結びつける。

(4) 市民に開かれた監査等

監査結果等の情報を市民に分かりやすく提供し、透明性の高い、開かれた監査等を推進する観点から、監査結果の報告等の情報を市揭示場に掲示するとともに、市ホームページに掲載する。

3 実施予定の監査等の種類、対象及び実施予定時期等

監査等の種類及び対象等は、次のとおりとする。具体的な内容は、令和7年度監査計画実施要領及び個別の監査の実施会議等において別に定める。なお、上半期の状況等を考慮し、必要に応じて下半期の計画を見直すものとする。

(1) 監査

① 定期監査（地方自治法（以下「法」という。）第199条第4項）

ア 市の事務事業の執行全般を対象に実施する基本的な監査として、会計事務、契約事務、財産管理事務、その他の事務が、法令等に従って適正に行われているかという合規性、正確性、経済性、効率性、有効性等の観点から実施する。

イ 部局単位での実施とし、対象部局は、おおむね3年間で一巡することを目途とする。

ウ 本年度の対象部局は、総務部、各行政委員会（議会事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局）、上下水道局、産業振興部、都市整備部、建設部とする。

エ 監査を一過性のものとしないうために、当該監査結果の措置状況が改善予定とされたものは、その後の経過についての報告を求める。

② 随時監査（法第199条第5項）

既に実施した定期監査において措置状況の再確認が必要な場合など、監査委員が認めたときには実施する。

③ 行政監査（法第199条第2項又は同条第6項）

ア 不祥事の発覚により、令和7年3月6日に市長からの監査要求を受理したため、監査のテーマを「**公金以外の現金等の管理に関する事務について**」に特定し、本市の公金以外の現金等の管理に関する事務について、実査による現金等の実在性の確認も含めたその執行状況や内部統制の実態等を把握するとともに、同様の事案の再発防止と一層の事務の適正化に資することを目的として監査を実施する。

イ 監査の実施予定時期は、4月から6月までとする。

④ 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項）

ア 財政援助団体等に対して、当該財政援助等に係る出納その他の事務が当該財政援助等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか、また、所管部署が当該財政援助等に関する手続や当該団体に対して指導監督及び財務状況のチェック等を適切に行っているかについても対象として監査を実施する。

(ア) 財政援助団体監査

市が補助金等の財政的援助を行っている団体について、その事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として監査を実施する。

(イ) 出資団体監査

市が出資や出捐を行っている団体について、その事業が出資や出捐の目的に沿って適切に運営されているか、また、会計経理等が適正に行われているかという観点のほか、必要に応じて経営成績及び財務状況などの経営的な観点からも監査を実施する。

(ウ) 公の施設の指定管理者監査

市の公の施設の管理を行っている団体について、公の施設の管理に係る協定上の義務の履行と併せて、その事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、会計経理等が適正に行われているかを主眼として監査を実施する。また、事業評価を適切に行っているかという観点からも監査を実施する。

イ 財政援助団体等監査として、**大津島巡航株式会社**を選定し、実施する。

ウ 実施予定時期は、令和8年1月から3月までとする。

⑤ 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項又は地方公営企業法（以下「公企法」という。）第27条の2第1項）

指定金融機関等の監査は、会計管理者が行う検査結果の報告（地方自治法施行令第168条の4第1項及び第3項）又は事業管理者が行う検査の報告（地方公営企業法施行令第22条の5第1項及び第3項）を求める。

また、指定公金事務取扱者制度の創設（令和8年3月31日までの経過措置あり）に伴い、会計管理者等が行う検査の報告を求める（法第243条の2第10項又は公企法第33条の2）。

⑥ 住民監査請求に基づく監査（法第242条）

監査の請求があった場合は、その都度対応する。また、住民監査請求の要旨は、議会及び市長に通知する。（法第242条第3項）

⑦ その他請求等に基づく監査（法第75条、法第98条第2項、法第125条、法第199条第6項、同条第7項、法第243条の2の8第3項又は公企法第34条）

監査の請求、要求があった場合は、その都度対応する。

⑧ 監査の実施体制

監査の実施に当たっては、監査委員の指揮監督のもと、監査委員事務局職員が作成した予備監査調書を監査委員に復命し、これを参考に監査委員が本監査を行い監査結果に関する報告等を決定する。

(2) 検査

① 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

- ア 会計管理者及び企業管理者等が保管する現金・預金の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。また、資金運用の状況や経営状況にも配慮して実施する。
- イ 毎月25日頃、前月末の現金・預金について検査を実施する。
- ウ 毎月、公営企業会計の前月分の支出証憑書類の検査を実施する。
- エ 年1回（9月～10月頃）、全庁を対象とした保管金等実査を実施する。

(3) 審査

① 決算審査（法第233条第2項又は公企法第30条第2項）

ア 一般会計及び特別会計

- (ア) 決算書等の証書類の計数が適正なものとなっているかを確認するとともに、予算執行及び財産管理の状況について、適正に執行されたかどうかを審査するほか、財政状況を把握するために計数の分析を行う。
- (イ) 実施予定時期は、市長から審査に付された日（7月1日頃）から8月31日頃までとする。
決算審査意見書の市長への提出は、9月10日頃とする。

イ 公営企業会計

- (ア) 決算書等の証書類の計数が適正なものとなっているかを確認するとともに、経営成績、財政状況について審査するほか、経営活動は経済性、公共性を発揮しているかについて意を用いて審査する。
- (イ) 実施予定時期は、市長から審査に付された日（6月1日頃）から7月31日頃までとする。
- (ウ) 決算審査意見書の市長への提出は、8月20日頃とする。

② 基金の運用状況審査（法第241条第5項）

- ア 定額運用基金の運用状況を示す書類の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿い、適正かつ効率的に行われているかを審査する。
- イ 審査は、一般会計及び特別会計の決算審査に併せて実施する。
- ウ 審査意見書は、一般会計及び特別会計の決算審査意見書と一体として作成し、市長へ提出する。

③ 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）及び資金不足比率審査（同法第22条第1項）

ア 健全化判断比率及び資金不足比率の算定が適正に行われているか確認するとともに、それらの算定の基礎となる書類が適正に作成されているかを審査する。

イ 実施予定時期は、市長から審査に付された日（８月１０日頃）から８月３１日頃までとする。

ウ 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書は、一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書と同時に市長へ提出する。

4 事務局職員の研修

事務局職員の監査能力の向上を図るため、定期的に専門研修を実施する。

5 令和７年度監査等執行計画（概要）

区分\月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
監査	定期監査						←						→
	行政監査	←		→									
	財政援助団体等に対する監査										←		→
検査	例月現金出納検査	←					毎月 25 日頃実施						→
審査	決算審査	公営企業会計		←	→	★	意見書提出						
					←	→	★	意見書提出					
	基金の運用状況審査												
	健全化判断比率及び資金不足比率審査						←	→	★	意見書提出			

6 令和７年度定期監査対象部局

区分	実施月	対象部局	前回（参考）
第１回	令和７年８月	総務部 各行政委員会	令和４年３月 令和４年４月
第２回	令和７年１０月	上下水道局	令和３年２月
第３回	令和７年１１月	産業振興部	令和３年１０月
第４回	令和８年１月	都市整備部	令和３年１１月
第５回	令和８年２月	建設部	令和４年１月

（注）・実施月は、監査に着手する月を示す。

・監査の進捗により年度内に監査の結果に関する報告を決定できないことがある。

7 令和7年度行政監査のテーマ

実施月	監査のテーマ
令和7年4月	公金以外の現金等の管理に関する事務について

(注) ・実施月は、監査に着手する月を示す。
 ・監査の進捗により年度内に監査の結果に関する報告を決定できないことがある。

8 令和7年度財政援助団体等に対する監査の対象団体

実施月	対象団体	前回（参考）
令和8年1月	大津島巡航株式会社	令和3年12月 (保管金等実査) 令和5年10月

(注) ・実施月は、監査の実施月等を示す。